

平成 24 年 2 月 9 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 24 年 2 月 9 日（木）開会：午前 9 時 59 分 閉会：午前 11 時 51 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）
副委員長 岩下彰（市民クラブ改革）
委員 今村岳司（にしのみや未来）
西田いさお（むの会）
野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）
町田博喜（公明党議員団）
他に地方自治法の規定に基づき、白井啓一議長が出席

4 欠席者

大石伸雄（政新会）

5 傍聴議員

たかはし倫恵、よつや薫

6 一般傍聴者

6 名

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 木田秀
次 長 北林哲二
庶務課長 村本和宏
議事調査課長 宮島茂敏

8 協議事項について

（1）請願及び陳情の取扱いについて

前回の委員会（1月23日開催）に引き続き、請願及び陳情の取扱いについて協議しました。まず、委員長から前回までの委員会でも出された各委員の意見をまとめた資料を配付しました。次に、事務局から陳情の取扱いについて説明がありました。

住民でない者から提出された陳情についての取扱いについて協議しました。協議の結果、概ね次の2つの意見に集約されました。

ア 従来どおり、委員会において審査するという意見

イ 陳情として受理するが、委員会において審査しないという意見（ただし、議長が必要と認めるときは、議会運営委員会に諮り、例外的な取扱いをすることを認める。）

委員長から、請願者・陳情者の意見表明付与に関する協議の進め方について説明がありました。各委員から意見を聴取した結果、請願については、意見表明機会を付与すべきという意見が多かったことから、これに沿って協議を進めることとなりました。次回から請願の意見表明機会の付与の仕方について具体的な協議を行い、その次に陳情の意見表明をどのような形にするのかを決めることとなりました。

次回以降の委員会に向けて、陳情の議長供覧基準を見直すべきであるとする意見を主張する委員は、見直すべき内容について委員会で披瀝する準備をすることとなりました。

(2) 委員会記録のホームページでの公開について

前回の委員会に引き続き、委員会記録のホームページでの公開に伴う委員会の傍聴の取扱いについて協議しました。

まず、事務局から西宮市議会委員会傍聴規程(事務局案)について、説明がありました。各委員から質疑があり、これについて持ち帰り、検討した後、賛否、意見を具体的な形で次回の委員会に提案することとなりました。

(3) 役職者の報酬加算について

前回の委員会に引き続き、役職者の報酬加算について協議しました。

前回の委員会では、役職加算の報酬の意味、妥当性と特別委員会正副委員長への加算について協議しました。前回までの委員会で出された各委員の意見をまとめた資料を委員長から配付しました。

今回は、役職者(正副委員長)に対する報酬についての具体的な中身について、各委員の意見を聴取しました。次のような意見が出ています。

ア 正副委員長への報酬加算はある程度必要である。ただし、全国の状況を見て減額もありうる。役職職務に変更がないのであれば、副委員長への加算はなくともよい。

イ 委員長への報酬加算はされるべきである。副委員長への加算と加算額については、こだわりはない。役職職務に変更がないのであれば、加算はやめるべきである。

ウ 正副委員長が何もしていないという印象はないが、報酬加算についての議論はすべきである。ただ、変える必要はない。

エ 正副委員長への報酬加算は、その職務が変わることを前提に必要である。

オ 正副委員長への報酬加算は、必要ではないが、その職務をよりよくしていこうというのは、努力を惜しむべきではない。

次回の委員会で引き続き、平成25年度の役職者への報酬加算をどうすべきかについて、委員長職務をどう変えていくのかという議論を行った後、具体的に何をどう変えるかということについての協議を行うこととなりました。

2月16日に開催される西宮市特別職報酬等審議会(市長の附属機関)に対し、本委員会でのどのような協議を行っているのか議長から市長あてに報告を依頼することについて、その案文についておおむね各会派の了解が得られましたが、議会運営委員会の開催が同審議会後でもあることから、議長が調整を行うこととなりました。

(4) 視察旅費について

前回の委員会に引き続き、視察旅費について協議しました。まず、委員長から視察についての各会派の意見をまとめた資料を配付しました。

その後、各委員の意見を聴取しました。次のような意見が出ています。

会派の意見として委員会視察を全廃すべきである。少なくとも視察に参加しない自由を認めていただきたい。

常任委員会のあり方、視察のあり方、これについては絶対に変えないといけない。委員会も自由になる予算を持つべきである。

視察のあり方が変わらないのであれば、予算なしということもあってもよい。ただ、運用の部分で自由度を上げ、充実させるように変えていけるかということに主眼がある。

視察に参加する、しないという議論はする必要がない、当然と思っている。金額は、市財政に対する協力で減額したのであって、常任委員会視察以外に使える形で元に戻すべきである。

次回の委員会で、具体的な運用の内容や 25 年度予算に向けた内容の変革について協議を行うこととなりました。また常任委員会視察以外にも 24 年度から予算を使ってもよいという意見の会派は、その際の前提条件について、意見を委員長に提出することとなりました。

なお、広報委員会で委員会視察の個人報告について、平成 24 年度から議会のホームページに掲載されるということが確認された旨、委員長から報告がありました。

(5) 議会基本条例について

前回の委員会に引き続き、議会基本条例について協議しました。

まず、委員長から各委員から提出いただいた議会基本条例に対する現時点でのイメージをまとめた資料が配布されました。各委員は、これを持ち帰り点検を行い、その結果を委員長に報告することとなりました。次回の委員会において、各委員のイメージを融合し、共有化を図るための協議をすることとなりました。

参考

次回以降の委員会の日程

平成 24 年 2 月 20 日 (月) 午後 1 時 30 分 ~ 午後 3 時 30 分

以 上